（加工施設に対する検査試験）

第五十条　加工事業者は、加工施設が要求事項に適合していることを検証するために、加工施設に対して検査試験を行わなければならない。

2　加工事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3　加工事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

4　加工事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

5　加工事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

6　加工事業者は、個別業務及び加工施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。

（不適合の管理）

第五十一条　加工事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は加工施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は加工施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

2　加工事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

3　加工事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一　発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二　個別業務の実施、加工施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三　本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四　個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4　加工事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

5　加工事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。

（データの分析）

第五十二条　加工事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2　加工事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一　第四十七条第二項の規定による方法により収集する加工施設の外部の者からの意見

二　個別業務等要求事項への適合性

三　プロセス、加工施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四　調達物品等の供給者の供給能力

（改善）

第五十三条　加工事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

（是正処置）

第五十四条　加工事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2　加工事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一　不適合の照査

二　不適合の原因の明確化

三　不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四　所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施

五　是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録

六　講じた是正処置及びその実効性についての照査

（予防処置）

第五十五条　加工事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの加工施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2　加工事業者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

一　起こり得る不適合及びその原因の明確化

二　予防処置の必要性の評価

三　所要の予防処置の明確化及び実施

四　予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録

五　講じた予防処置及びその実効性についての照査

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○原子力規制委員会規則第十九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十六条の四の二の規定に基づき、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　安全機能を有する施設（第三条―第二十四条）
第三章　重大事故等対処施設（第二十五条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第二十七号。以下「加工規則」という。）及び加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）において使用する用語の例による。

（特殊な方法による施設）

第二条　特殊な方法による施設について加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第十六条の四の二の技術上の基準とする。